

別紙1（誓約事項）

その4

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び柳川市から求められた場合には、それに応じます。

- 2 以下の場合には、柳川市移住支援金交付要綱第9条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）支援金に係る状況報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から3年未満に柳川市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に柳川市以外の市区町村に転出した場合：半額